

必ずお読みください

電気需給契約に関する重要事項説明書(低圧需要家様用)

電気事業法第2条の13の規定に従い、電力需給契約を締結するにあたり重要な事項を説明いたします。
その他詳細の約款についてはホームページ掲載の内容を必ずご確認ください。

電力供給約款・料金表掲載URL： https://www.earth-infinity.co.jp/personal/denkiyakkan.html			
登録番号	A0281	小売電気事業者	株式会社アースインフィニティ
所在地	〒530-0005 大阪市北区中之島2-3-18 中之島フェスティバルタワー30階		
問合せ先	【電話番号】 お客さまサポート 0570-006-555 【受付時間】 年末年始を除く平日10:00～17:00 【時間外緊急連絡先】 06-4967-2280 【ホームページURL】 https://www.earth-infinity.co.jp/ 【WEBお問い合わせフォームURL】 https://www.earth-infinity.co.jp/contact/index.html		
供給電圧 周波数	供給電圧：100Vまたは200V 周波数：50Hzまたは60Hz		
契約期間	需給契約が成立した日から、廃止または解約により需給契約が消滅する日まで		

■ 申し込みの方法

お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ当社の供給約款および託送供給等約款におけるお客さまに関する事項を承認し、また、電気の需給に必要なお客さまの情報を電力開始および電力供給等のサービス提供に必要な範囲で共同利用することを承諾のうえ、当社所定の様式、お電話、インターネット等により申込みいただきます。

■ 開始予定日

① 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、原則として、送配電事業者との協議による供給準備その他必要な手続きを経たのち、需給契約申込み当月または翌月の検針日から電気を供給いたします。ただし、お引越し（転入）に伴う利用開始は、お客さまが希望した日で手続きをおこないます。なお、無契約の状態ですでに電気の使用を開始している場合は、使用を開始した日にさかのぼって需給開始日とする場合があります。

■ 料金表

アースオール電化プラン

単位：円

		北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
基本・最低料金	1kVAあたり	419.76円	-	280.57円	-	-	-	-	-	-
	1契約あたり	-	3920.4円 10kWまで	-	1838.44円 10kVAまで	2029.5円 10kVAまで	2529.87円 10kVAまで	1816.84円 10kWまで	10,857.93円 10kWまで	1888.8円 10kVAまで
	上記を超える 1kVA、1kW あたり	-	392.04円	-	321.14円	272.25円	437.78円	432.33円	555.49	659.96
デイトタイム	1kWhあたり	8:00～22:00 34.13円	8:00～22:00 33.17円	6:00～1:00 32.18円	10:00～17:00 38.80円	8:00～20:00 35.88円	10:00～17:00 夏季30.31円 他季27.55円	9:00～21:00 夏季41.81円 他季39.96円	9:00～23:00 70kWh超過分 39.13円	8:00～22:00 夏季31.77円 他季28.45円
リビングタイム		-	-	-	8:00～10:00 17:00～22:00 28.61円	-	7:00～10:00 17:00～23:00 23.94円	-	-	-
ナイトタイム		22:00～8:00 26.09円	22:00～8:00 26.87円	1:00～6:00 25.07円	22:00～8:00 16.52円	20:00～8:00 24.28円	23:00～7:00 16.13円	21:00～9:00 27.31円	-	22:00～8:00 16.77円
その他		日祝終日 26.09円	土日祝 26.87円	-	土日祝 8:00～22:00 28.61円	土日祝 8:00～20:00 30.42円	土日祝 7:00～23:00 23.94円	土日祝終日 27.31円	土日祝終日と 23:00～9:00 240kWh超過分 29.72円	土日祝 8:00～22:00 21.4円

※価格は全て税込みです。

※夏季（7月～9月）他季（10月～6月）

■ 燃料調整費等

電源調達調整額には一部市場連動が含まれます。前月のJEPX価格平均が東日本各エリア13円、西日本各エリア12円超過分が加算され、東日本各エリア7円以下、西日本各エリア6円以下の場合は、下回った分を還元いたします。追加調整単価基準を超えた追加請求部分には調達係数は適用されません。

電源調達調整額には当社が年度ごとに定める安定供給維持管理費が含まれます

■ 使用電力量の計量および料金の算定

- ① 料金は、お客さまの使用電力量にもとづき、需給契約ごとに当該需給契約の契約種別の料金を適用して算定いたします。
- ② 当社は、日割計算を行う場合を除き、料金の算定期間を「1月」として料金を算定いたします。
- ③ 使用電力量の計量および算定は、送配電事業者により託送供給等約款に従って行われるものといたします。
- ④ 送配電事業者から受け取る、託送供給等約款に従い算定されたお客さまの使用電力量はマイページにてご確認ください。

■ 料金の算定期間

料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間(以下「検針期間」といいます。)といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。なお、開始日から直後の検針日の前日までの期間が短く、当該期間に送配電事業者が検針を行わなかったときは、料金の算定期間は、開始日から直後に実際に検針が行われた日の前日までの期間といたします。

■ 電気料金およびその計算方法

電気料金は、原則として「基本料金+電力量料金（電源調達調整額・燃料費等調整額を含む）+再生可能エネルギー発電促進賦課金」との合計とします。

当社電気供給約款・別表・料金表 (<https://www.earth-infinity.co.jp/personal/denkiyakkan.html>)

■ 料金の支払い義務および支払い期日

- ① お客さまの料金支払い義務発生日は、当社が送配電事業者から託送供給等約款に従い算定されたお客さまの使用電力量を受け取った日といたします。ただし、契約が消滅した場合は、消滅日といたします。
- ② 支払い期日は、原則支払い義務発生日の翌日から起算して30日目とします。ただし、口座振替、クレジットカードで支払いの場合は当社の定める口座振替日、またはクレジットカード会社の定める決済日を支払期日といたします。
- ③ お客さまと当社との協議によって当社が継続して他の需給契約(ガス需給契約を含みます。)の料金と電気料金を一括して請求する場合の支払期日は、(2)にかかわらず、当社が一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日の翌日から起算して(2)に準じて期日を設定するものとします。

■ 契約種別および契約電流（アンペア）、契約容量（キロボルトアンペア）、契約電力（キロワット）

お客様のご契約プラン種別および契約電流・容量・電力は当社が定める料金表の条件にもとづき決定します。

■ ご契約に関わる注意事項

- ① 現電力会社から切り替えて当社の電気をご契約いただく場合には、現電力会社との契約の解約にともなう不利益事項（解約金の発生やポイントの失効等）が発生する場合があります。現電力会社との契約内容をご確認ください。
- ② 燃料費等調整額には下記表の対象料金が含まれます。

対象供給エリア	電源調達調整額	燃料調整費	安定供給維持管理費	激変緩和対策等の補助金
全供給エリア	○	—	○	○
中部・関西・九州	○	○	○	○

イ 電源調達調整額

一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における前月エリアプライス平均が下記表の基準単価を上回る場合には加算、下回る場合には還元をそれぞれの超過単価にご利用電力量を乗じて算定いたします。

対象供給エリア	加算基準単価	還元基準単価
北海道・東北・東京	13円	7円
中部・北陸・関西・中国・四国・九州	12円	6円

ロ 燃料調整費（中部・関西・九州）料金表別表「2. 燃料費等調整額の算定」に定める方法により算定いたします。

ハ 容量市場創設にともなう安定供給維持を目的とした当社が年度ごとに定める料金。

- ③ ②によって算定された調整額は「燃調費等調整単価のお知らせ」により公表いたします。燃料費等調整単価のお知らせ (<https://www.earth-infinity.co.jp/personal/netyouhi.html>)
- ④ 需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

■ 解約事務手数料ほか手数料

- 最低利用期間は料金の適用開始日から起算して3 6ヶ月といたします。
- 最低利用期間内に需給契約の消滅があった場合は解約事務手数料【**税抜額10,000円、税込額(10%時)11,000円**】をお支払いいただきます。
- 2025年11月1日申込み分より、①②は免除といたします。
- 当社は、お客さまからの申し出により、以下の手続きをおこなった場合、手数料をいただきます。当該手数料につきましては、当月もしくは次月の料金と合算してお支払いいただきます。
 - イ 請求書・契約内容のお知らせなど郵送物 1 通につき【**税抜額 600円、税込額(10%時) 660円**】
 - ロ 電子バーコードによる払込票および払込用紙発行1 件につき【**税抜額 600円、税込額（10%時）660円**】
 - ハ 再振替手数料 1 件につき【**税抜額 400円、税込額(10%時) 440円**】
 - ニ 支払証明書 1 通につき【**税抜額 1,000円、税込額(10%時) 1,100円**】
 - ホ その他、お客さまの問い合わせに書面で回答する場合、実費相当額を申し受ける場合があります。

■ お客さまからのお申し出による契約の変更・解約

- お客さまの都合により当社への電気の切り替えを取りやめることとなった場合、お客さまは切り替えによる電気の需給開始予定日より前に当社にその旨をお申し出いただく必要があります。
- お客さまが契約の変更または解約を希望される場合は、以下の方法でご連絡下さい。なお、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約容量等を新たに設定もしくは変更した後の計量日または検針日から 1 年目の日が属する月の計量日または検針日まで、契約容量等を変更することはできません。
 - イ 電気料金メニュー、契約容量等の変更を希望される場合： 上記のお問い合わせ先にご連絡下さい。
 - ハ 解約を希望される場合：上記のお問い合わせ先に最後に電気を使用する日の 5 営業日前までにご連絡ください。ただし、他の小売電気事業者への切り替えの場合、当社への廃止のご連絡は必要ありません。
- 引越し（転出）等の理由や他の小売電気事業者への切り替えによってお客さまが本契約の解約を希望する場合、当社が送配電事業者の託送供給等約款にもとづき送配電事業者から料金や工事費等の精算を求められた場合には、お客さまはその金額相当額を負担していただきます。

■ 当社からの契約の変更・解約

- 当社は、送配電事業者が定める託送供給等約款や関係法令等の改正や社会的経済的な影響等当社が必要と判断した場合には、民法第 548 条の 4 の定型約款の変更の規定にしたがい、お客さまの了承を得ることなく、電気供給約款、料金表、料金表別表（以下「電気供給約款等」といいます。）を変更する場合があります。その場合には、電気供給約款等を変更する旨および変更後の電気供給約款等の内容ならびに変更の効力発生日を、インターネット上での開示、電子メールの送信または書面の交付その他当社が適当と判断した方法によりお知らせいたします。
- お客さまと当社とのこれまでの契約状況（お支払い状況含む）により、当社がお客さまとの契約の継続が困難であると判断した場合には、当社から本契約を解約することがあります。
- その他、支払い期日をさらに15日経過してもなお電気料金のお支払いが確認できない場合やお客さまが当社の電気需給約款等に違反した場合には、当社から本契約を解約することがあります。また、お客さまが移転し電気を使用されていないことが明らかな場合、当社は本契約を終了することがあります。
- ②および③の場合において当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

■ 工事費負担金等について

電気需給契約の開始または変更等にもない、送配電事業者の供給設備を新たに施設し、または変更する場合で、送配電事業者の託送供給等約款にもとづき当社が工事費負担金等を請求されたときは、当該工事費負担金等に相当する金額をお客さまに負担していただきます。支払方法については別途当社からご案内いたします。その他お客さまが電気を不正に使用した際の違約金など一般送配電事業者から当社に請求される費用についても同様に、お客さまに負担していただきます。

■ 電気の需給に関するお客さまのご協力をお願い

電気の需給にあたり、送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された内容を遵守していただきます。 それにともない、当社または送配電事業者からお客さまに以下に記載する事項へのご協力をお願いする場合があります。

- お客さまの電気のご利用に際し、必要な設備の工事などのための作業用地の確保
- 電気の需給および保安上の必要がある場合に、事前のお知らせ後に送配電事業者が実施する停電
- お客さまの承諾を得た上で、送配電事業者が必要な業務のために実施するお客さまの土地・建物への立ち入り
- お客さまの電気のご利用にともない他者の電気の使用を妨害するおそれがある場合の、電気の品質の維持・改善のために必要な装置・設備の施設
- 電気工作物の変更の工事を行い、その工事が完成した場合におけるその旨の通知

■ 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または送配電事業者が需要場所への立入りが必要であると認める場合は、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に当社または送配電事業者の係員を立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、需要場所に立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

■ 供給の停止

- お客さまが次のいずれかに該当する場合、託送供給等約款にもとづき送配電事業者を通じてそのお客さまへの電気の供給を停止することがあります。
 - イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合。
 - ロ お客さまの需要場所内の送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、送配電事業者に損害を与えた場合
- お客さまが次のいずれかに該当し、当社または送配電事業者がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
 - イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

- 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - ニ 動力を使用する契約種別の場合で、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用されたとき。
 - ホ（**需要場所への立入りによる業務の実施**）に反して、送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
 - ヘ（**電気の使用にともなうお客さまの協力**）によって必要となる措置を講じられない場合
- お客さまがその他約款等に反した場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- ①から③によって電気の供給を停止する場合には、当社は、送配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適当な処置を行います。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。また、停止のための適当な処置を行う場合には、その旨を文書等によりお知らせすることがあります。
- ①から④によって電気の供給を停止した場合には、当社は、料金の減額等は行いません。

■ 供給停止の解除

（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事由を解消し、その事実に伴い当社に對して支払いを要することになった債務を支払われ、かつ、当社に供給の再開を申し出ていただいたときには、当社は、送配電事業者との協議が整い次第、お客さまに対して電気の供給を再開いたします。ただし、非常変災時や営業時間(平日午前10時00分から午後5時00分まで)以外などやむをえない事情がある場合、すみやかに再開できない場合がございます。

■ 違約金

- お客さまが**（供給の停止）**②ロ、ハもしくはニに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- ①の免れた金額は、需給約款等にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。なお、不正に使用した期間が確認できない場合は、当社が決定した期間といたします。

■ 個人情報の取り扱いについて

当社は、お客さまの個人情報を当社が定める「個人情報保護方針」にもとづき適切に取り扱います。個人情報は、電力小売事業、ガス小売事業、などにおける当社の正当な事業遂行および管理上必要な範囲に限定して、取得・利用及び提供をし、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱い（目的外利用）を行いません。詳しくは当社のホームページでご案内しておりますので、そちらもあわせてご確認ください。個人情報の取り扱いについて（https://www.earth-infinity.co.jp/policy/index.html）

<p>■クーリングオフに関するお知らせ</p> <p>①お客さまが訪問販売及び電話勧誘で申込みされた場合、本書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面（下記参照）または電磁的記録（メール等）により、無条件で申込みの撤回を行うこと（以下、「クーリングオフ」といいます。）ができ、その効力はお客さまが発信したとき（書面の場合は郵便消印日付など、メール等の場合はメールの送信日時など）から発生します。尚、現金取引（契約したその場で商品の引渡しを受け、あるいは役務の提供を受け、かつ代金の全部を支払うこと）で、その金額が、3,000円未満のときは、クーリングオフはできません。</p> <p>②①の場合、お客さまは、</p> <ul style="list-style-type: none">・損害賠償及び違約金の支払を請求されることはありません。・すでに引き渡された商品の取引に要する費用や移転された権利の返還に要する費用は事業者が負担します。・すでに代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその金額の返還を受けることができます。・商品を使用もしくは消費し、または権利を行使してから得られた利益に相当する金銭の支払義務はありません。・役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。 <p>③上記クーリングオフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことによりお客さまが誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、事業者から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面または電磁的記録（メール等）によりクーリングオフすることができます。</p> <p>④クーリングオフの行使の方法は、必要事項をご記入のうえ、(株)アースインフィニティ宛てにお送りください。 ※簡易書留が確実です。また、内容証明郵便、特定記録郵便、書留なども確実です。</p> <p>〒530-0005 大阪市北区中之島2-3-18 中之島フェスティバルタワー30F (株)アースインフィニティ宛</p> <p>【必要事項】 申込撤回通知 ・申込日 令和〇年〇月〇日 ・ご契約者名 ・電気ご利用住所 ・電気のご名義 ・お電話番号 上記の契約について、申込を撤回します。</p>	<p>郵便はがき</p> <p>切手 〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p>・フリガナ ・ご住所 ・ご契約者名 ・電話番号</p>	<p>書面受領日 〇年〇月〇日</p> <p>申込日 〇年〇月〇日</p> <p>①販売店名</p> <p>②販売店住所</p> <p>③電話番号</p> <p>④商品・役務の名</p> <p>右記日付の申込みは撤回し、又は契約は解除します。</p>
---	--	---